

# 静岡県多面的機能支払交付金交付要綱

制定 平成 26 年 7 月 1 日農保第 206 号  
最終改正 平成 29 年 5 月 18 日農整第 103 号

## 第 1 趣旨

知事は、地域の共同活動を支援し、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2218 号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付金実施要綱」という。）、多面的機能支払交付金実施要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2255 号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）及び日本型直接支払推進交付金実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 生産第 2855 号農林水産省生産局長 27 農振第 2219 号農林水産省農村振興局長通知。以下「推進交付金実施要領」という。）に基づく事業を行う市町及び「実施要綱」第 3 の 2 の（1）で規定する多面的機能支払の実施に関する基本方針において、多面的機能支払推進交付金の事業実施主体と定められた組織（以下「地域協議会」という。）に対し、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付に関しては、多面的機能支払交付金交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2253 号農林水産事務次官依命通知）、日本型直接支払推進交付金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2222 号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付金交付要綱」という。）、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行令（平成 26 年政令第 347 号）、静岡県補助金等交付規則（昭和 31 年静岡県規則第 47 号）及びこの要綱の定めるところによる。

## 第 2 交付の対象及び交付率

交付の対象経費及び交付率は、別表に掲げるとおりとする。

## 第 3 交付の申請

- (1) 提出書類 各 2 部
  - ア 交付申請書（様式第 1 号）
  - イ 資金状況調べ（様式第 6 号）
- (2) 提出期限  
別に定める日まで

## 第 4 交付の条件

次に掲げる事項を、交付を決定する際の条件とする。

- (1) 市町長は、次の事項に掲げる一に該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - ア 事業の内容の変更（別表に定める重要な変更に限る。）をしようとする場合
  - イ 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 市町長は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 市町長は、交付金に係る事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して市町の収入及び

支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておくとともに、収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付金に係る事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(4) 市町長は、当該交付金に係る事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第8号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(5) 市町長は、実施要綱第5に定める事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）に交付金を交付するときは、当該事業実施主体に対し、上記（1）から（4）の規定に準ずる条件を付すほか、次に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、市町長は、事業実施主体からアの(イ)に係る納付を受けた場合は、その金額の全部又は一部を知事に納付しなければならない。

#### ア 財産の管理等

(ア) 事業実施主体は、交付対象経費（交付金に係る事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、間接交付金に係る事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、交付金の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(イ) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市町に納付させることがある。

#### イ 財産の処分の制限

(ア) 事業実施主体は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）において、農林水産大臣が別に定める取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ市町長の承認を受けなければならない。

(イ) (ア)の承認については、アの(イ)の規定を準用する。

#### ウ 財産管理台帳の整備

事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

#### エ 契約等

(ア) 事業実施主体は、間接交付金に係る事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付金に係る事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約とすることができる。

(イ) 事業実施主体は、(ア)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、様式第10号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(6) 市町長は、(5)イの(ア)の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

## 第4の2 交付決定前の着手

市町及び地域協議会が、事業を円滑かつ効率的に遂行するため、本要綱による交付決定前に、別表「事業の区分」に記載の事業に着手する場合であっても、次のいずれも了知である場合に限り対象とする。

- (1) 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらのあらゆる損失を自らが負担すること。
- (2) 交付決定額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- (3) 当該交付金については、交付決定を受けるまでの期間内においては、その計画に変更がないこと。
- (4) 別表「事業の区分」3に掲げる事業については、事業の内容が的確となり、かつ、当該交付金の交付が確実にってから着手するものとする。

## 第5 変更の承認申請

提出書類 2部

変更承認申請書（様式第2号）

## 第6 遂行状況報告

- (1) 提出書類 2部

遂行状況報告書（様式第3号）

- (2) 提出期限

交付金の交付決定のあった日の属する年度の12月31日現在の状況を翌年の1月20日まで

## 第7 実績報告

- (1) 提出書類 2部

実績報告書（様式第4号）

- (2) 提出期限

交付金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月15日まで

## 第8 請求の手続

- (1) 提出書類 1部

請求書（様式第5号）

- (2) 提出期限

交付金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

## 第9 概算払の請求手続

提出書類 各1部

ア 概算払請求書（様式第5号）

イ 資金状況調べ（様式第6号）

## 第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

交付対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該交付金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭

和 25 年法律第 226 号) に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に交付金所要額を交付対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。) がある場合は、これを交付金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額 ((1) により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額) を交付金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う交付金の返還

(2) に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額 ((1) または (2) により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額) を消費税仕入控除税額等報告書 (様式第 7 号) により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

## 第 11 返還

- (1) 市町は、実施要領第 1 の 11 の (2) 又は実施要領第 1 の 15 の (2) 若しくは実施要領第 2 の 12 の (2) 又は実施要領第 2 の 17 の (2) により対象組織から返還があった場合は、当該返還額のうち、国及び県の助成した額を県に返還するものとする。
- (2) 市町及び地域協議会に交付すべき交付額を確定した場合において、すでにその額を超える金額が交付されているときは、期限を定めて返還させるものとする。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の制定に伴い農地・水保全対策事業交付金交付要綱 (平成 19 年 7 月 24 日付け農保第 156 号建設部長通知) (以下、「旧要綱」という。) は、廃止する。
- 3 なお、旧要綱により申請のあったものについては、本要綱により申請のあったものとみなす。この場合において、「農地・水保全対策事業」は「多面的機能支払交付金」と、「農地・水・農村環境保全向上活動支援事業」及び「共同活動支援交付金」は「農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動を除く)」と、「向上活動支援交付金」は「資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動)」と、「農地・水保全管理支払推進事業」は「多面的機能支払推進交付金」とそれぞれ読み替えるものとする。

### 附 則

この改正は、平成 27 年度分の交付金から適用する。

### 附 則

この改正は、平成 28 年度分の交付金から適用する。

### 附 則

この改正は、平成 29 年度分の交付金から適用する。

別 表 (第2及び第4関係)

事業の区分	交付対象経費	交付率	重要な変更
1 農地維持支払交付金	実施要綱別紙1第4に定める対象活動を実施する実施要綱別紙1第2に定める対象組織に対し、市町が農地維持支払交付金を交付するのに要する経費の財源に充てるために要する経費	当該事業に要する経費の4分の3以内	様式第1号の添付様式1-1の1及び様式第2号の添付様式1-2の1の交付計画の変更
2 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）	実施要綱別紙2第4の1、3及び4に定める対象活動を実施する実施要綱別紙2第2の1、3及び4に定める対象組織に対し、市町が資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）を交付するのに要する経費の財源に充てるために要する経費	当該事業に要する経費の4分の3以内	様式第1号の添付様式1-1の2及び様式第2号の添付様式1-2の2の交付計画の変更
3 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）	実施要綱別紙2第4の2に定める対象活動を実施する実施要綱別紙2第2の2に定める対象組織に対し、市町が資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）を交付するのに要する経費の財源に充てるために要する経費	当該事業に要する経費の4分の3以内	様式第1号の添付様式1-1の3及び様式第2号の添付様式1-2の3の交付計画の変更
4 多面的機能支払交付金に係る推進事業	多面的機能支払交付金に係る推進事業を実施する市町及び地域協議会が、推進交付金実施要綱別紙1の第2及び第3に定める事業の実施に要する経費の財源に充てるために要する経費	当該事業に要する経費の10分の10以内（千円未満切り捨て）	様式第1号の添付様式1-1の4及び様式第2号の添付様式1-2の4の事業計画の変更